

# 計 算 書 類

(会社法第435条第2項の規定に基づく計算書類)

## 第 2 期

2021年7月 1日から  
2022年6月30日まで

日本社宅サービス株式会社

# 貸借対照表

2022年6月30日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>2,425,605</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,217,421</b>
現金及び預金	1,087,888	未払金	227,055
売掛金	79,118	未払費用	22,600
営業立替金	1,128,090	未払法人税等	121,333
仕掛品	354	未払消費税等	29,839
貯蔵品	3,507	前受金	133,144
前払費用	54,021	営業預り金	619,925
未収入金	68,660	預り金	36,969
その他	5,246	契約負債	8,203
貸倒引当金	△ 1,282	賞与引当金	18,348
<b>固定資産</b>	<b>307,910</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,217,421</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>32,277</b>		
建物	10,352		
工具器具備品	21,924		
<b>無形固定資産</b>	<b>155,451</b>		
ソフトウェア	87,182		
ソフトウェア仮勘定	67,619		
商標権仮勘定	650		
<b>投資その他の資産</b>	<b>120,181</b>		
敷金	8,795		
保証金	94,403		
繰延税金資産	16,982		
<b>資産合計</b>	<b>2,733,515</b>	<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>1,516,094</b>
		資本金	450,000
		資本剰余金	450,000
		利益剰余金	616,094
		繰越利益剰余金	616,094
		(うち当期純利益)	( 616,023 )
		<b>純資産合計</b>	<b>1,516,094</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,733,515</b>

# 個別注記表

## 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準および評価方法

#### 棚卸資産

##### ① 仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2007年3月31日以降に取得したものは定率法を適用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従来の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3.株主資本等変動計算書に関する注記

### 発行済み株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	90,000	-	-	90,000